

令和7年度
業務年報

はじめに

人事院は、公務の民主的かつ効率的な運営を国民に対し保障するという国家公務員法の基本理念の下、人事行政の公正の確保と職員の利益保護等を使命としています。

このような使命の下、人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律その他の法律に基づいて、勤務条件の改善勧告、法令の制定改廃に関する意見の申出、人事行政改善の勧告、試験、任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理保持等に関する事務を所掌しています。

人事院九州事務局は、人事院事務総局に置かれた9つの地方事務局（所）の一つとして、九州7県を管轄区域とし、人事院の使命を的確に果たすための一翼を担うべく、人事院が所掌している事務に関して業務の実施や展開に努めてまいりました。

この業務年報は、令和7年度に当事務局が実施した各業務の概況を取りまとめたものです。人事関係業務の参考としていただければ幸いです。

当事務局の業務運営につきまして、関係各位の御理解と御協力に改めて感謝いたしますとともに、今後とも一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

人事院九州事務局長

西 桜子

目 次

人事院九州事務局のこの1年の主な動き	1
人事院九州事務局の管轄区域の概況	2
1 職員の任免	
（1）採用試験、人材確保活動等	3
（2）在職状況	8
（3）任用制度の運用	8
2 人材の育成	
（1）研修実施	9
（2）講師派遣による研修支援	11
3 職員の給与	
（1）民間給与との比較	12
（2）給与実務担当者研修会	13
（3）給与簿監査	13
4 職員の生涯設計	
（1）生涯設計セミナー40	14
（2）生涯設計セミナー50	14
5 職員の勤務環境	
（1）勤務時間及び休暇等	15
（2）健康安全、ハラスメント、育児休業等	15
（3）災害補償	18
6 服務・懲戒、公務員倫理	
（1）服務・懲戒	19
（2）公務員倫理	19

7 職員団体

(1) 職員団体の登録	20
(2) 職員団体との会見	20
(3) 職員団体制度	20
(4) 職員団体を対象とした説明会	21

8 公平審査

(1) 公平審査	22
(2) 苦情相談	22

9 広報・広聴等

(1) 公務員問題懇話会	24
(2) 企業経営者等との意見交換	25
(3) 人事主管課長会議	25
(4) 陳情	25

資料編

1 九州の国家公務員	26
2 国家公務員採用試験実施状況	27
3 国家公務員採用試験実施結果	28
4 任用状況調査結果	33

参 考

人事院の機構図	35
人事院九州事務局の組織及び事務分掌	36
国家公務員行動規範	37
人事院のミッション・ビジョン・バリュー (MVV)	38

人事院九州事務局のこの1年の主な動き

四半期	月	総務課 (総務係・職員企画係・研修係)	第一課 (給与係・公平勤務係)	第二課 (任用係・試験係)
第1・四半期	4	○新採用職員研修	○企業経営者等との意見交換 ○職種別民間給与実態調査	○総合職第2次試験(筆記)
	5	○メンター養成研修	○勤務時間・休暇制度等説明会 ○育児休業等両立支援制度説明会	○総合職第2次試験(人物) ○総合職最終合格者発表
	6	○女性職員のためのキャリア支援研修	○給与実務初任者等研修会 ○安全対策会議	○一般職(大卒)第1次試験 ○任用担当官会議 ○スタートアップセミナー ○官庁合同業務説明会(一般職(大卒)1次合格者対象)
第2・四半期	7			○一般職(大卒)第2次試験
	8		○災害補償実務担当者研修(基礎)	○一般職(大卒)最終合格者発表
	9		○給与実務初任者等研修会	○一般職(高卒)等第1次試験
第3・四半期	10		○生涯設計セミナー40 ○幹部・管理職員ハラスメント防止研修	○総合職教養区分第1次試験 ○経験者採用試験第1次試験 ○官庁合同業務説明会(一般職(高卒)1次合格者対象) ○一般職(高卒)第2次試験
	11	○中堅係員研修	○ハラスメント防止対策担当者実務研修 ○苦情相談に関する地方機関連絡会議・ハラスメント防止対策担当者会議 ○苦情相談担当官研修・ハラスメント相談員セミナー	○公務研究セミナー ○経験者採用試験第2次試験 ○一般職(高卒)等最終合格者発表
	12	○課長補佐研修 ○キャリア支援研修20 ○キャリア支援研修30	○一般職の職員の給与に関する法律改正に伴う人事院規則等の改正説明会	○大学懇談会
第4・四半期	1	○係長研修	○生涯設計セミナー50 ○「心の健康づくりのための職場環境改善」ファシリテータ研修	
	2		○生涯設計セミナー50	○官庁合同業務セミナー(一般職(大卒)試験志望者対象)
	3			○官庁OPENゼミ(九州地区) ○総合職第1次試験
備考		○組合会見 22回 ○当局からの陳情 7回	○給与簿監査 59機関 ○健康安全管理状況監査 5機関 ○災害補償実施状況監査 1機関 ○勤務時間・休暇制度等運用状況調査 5機関 ○苦情相談(電話、面談等) 35件 ○こころの健康相談室 10回 ○こころの健康にかかる職場復帰相談室 5回	○試験制度説明会・キャリア形成基礎 8大学 ○任用に関する調査 5機関

人事院九州事務局の管轄区域の概況

【管轄区域】

九州事務局は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の7県を管轄し、管轄区域の面積、人口、職員数（一般職の職員の給与に関する法律が適用される職員（以下「給与法適用職員」という。））はそれぞれ全国のほぼ1割である。また、周りを海に囲まれ、海岸線が長く、離島が多い。全国の離島のほぼ3割が管内に所在している。

【管轄面積等】

	管内 (A)	全国 (B)	全国比 (A/B)
※1 面積 (km ²)	42,229	377,980	11.2%
※2 人口 (千人)	12,581	124,331	10.1%
※3 職員数 (人)	26,705	277,036	9.6%
※4 島数 (島)	3,908	14,125	27.7%

※1 国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調（令和7年10月1日時点）」

※2 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和7年1月1日現在）」

※3 一般職国家公務員のうち給与法適用職員数

人事院「令和6年度一般職の国家公務員任用状況調査（令和7年1月15日現在）」

※4 総務省統計局「第七十五回日本統計年鑑 令和8年」

【管内の職種別の国家公務員（一般職）在職状況】

	管内 (A)	全国 (B)	全国比 (A/B)
国家公務員（一般職）	(人)	(人)	(%)
	26,982	289,391	9.3
給与法適用職員	26,705	277,036	9.6
任期付職員	36	2,401	1.5
任期付研究員	0	192	0.0
行政執行法人職員	—	6,980	—
検察官	241	2,782	8.7

(注) 令和6年度一般職の国家公務員任用状況調査（令和7年1月15日現在）

行政執行法人職員については全国集計のみ。

1 職員の任免

職員の任用は、国家公務員法、人事院規則等に基づき、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行うものとされており、また、免職、降任、休職等の分限の処分は、法定の事由に該当する場合でなければ行うことができないとされている。

当事務局では、これらの法令に基づいて、各種の国家公務員採用試験の実施、採用候補者名簿の作成及び管理、一般職の国家公務員の採用、在職、離職状況等の調査（任用状況調査）、任用関係法規の遵守状況等の調査、各機関の任用担当者との意見交換のための会議等を行うとともに、日常業務を通じて各機関に対し任用、分限関係業務の指導を行っている。

(1) 採用試験、人材確保活動等

① 採用試験の実施

人事院では、大学（大学院）卒業程度の採用試験として 18 種類（19 回）、高等学校卒業程度の採用試験として 10 種類（11 回）を資料編 2 のとおり実施した。

なお、今年度から経験者採用試験について全国 9 試験地での受験が可能となり、福岡市で第 1 次試験を実施したほか、全国の地方機関での採用を想定した「府省合同 B 区分」が新設され、当該区分の第 2 次試験についても同市で実施した。

九州は台風や集中豪雨等の自然災害の多い地域であることから、適正に試験が実施できるよう、緊急時における試験室の確保、避難場所の確保、地震発生時の対応マニュアルの試験係官への徹底など、万全の態勢で臨んでいる。



実施概況

各試験の実施結果は資料編 3 ①～⑤のとおりである。

九州管内の申込者総数は 11,662 人であり、全国の申込者総数の 13.4%を占めている。また合格者総数は 3,211 人であり、全国の合格者総数の 13.2%を占めている。

これらの試験のうち、総合職試験（法務区分を除く。）、一般職試験（大卒程度試験）及び一般職試験（高卒者試験）の九州管内申込者総数は 5,601 人であり、これは人事院地方事務局（所）別では関東事務局管内（20,144 人）、近畿事務局管内（8,044

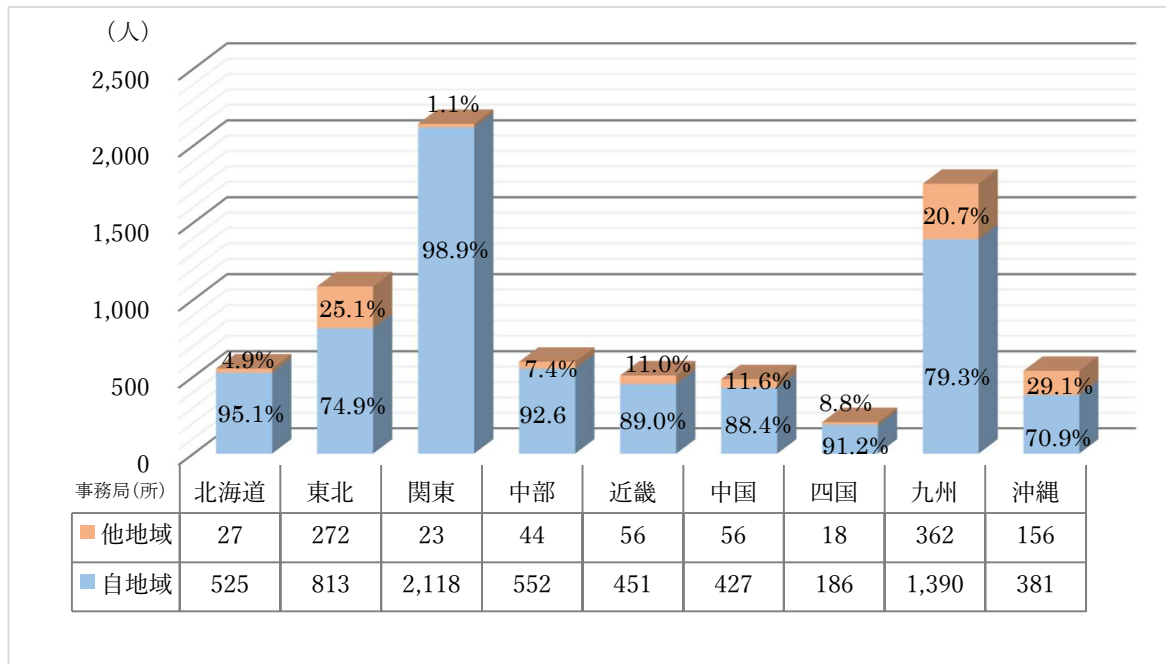
人) に次ぐ3番目の規模であった。

(単位：人)

	主な地方事務所の申込者数				全国の 申込者数
	関東	近畿	中部	九州	
総合職試験 (法務区分を除く)	関東 7,898 (44.0%)	近畿 3,500 (19.5%)	中部 1,921 (10.7%)	九州 1,244 (6.9%)	17,942
一般職試験 (大卒程度試験)	関東 10,033 (39.4%)	近畿 4,025 (15.8%)	中部 3,033 (11.9%)	九州 2,465 (9.7%)	25,437
一般職試験 (高卒者試験)	関東 2,219 (26.8%)	九州 1,892 (22.9%)	東北 1,147 (13.9%)	中部 615 (7.4%)	8,275
事務局計	関東 20,144 (39.0%)	近畿 8,044 (15.6%)	九州 5,601 (10.8%)	中部 5,569 (10.8%)	51,654

また、地域試験としている区分の試験においては、採用を希望する地域に対応する試験地以外の試験地でも受験することができる仕組み（以下「他地域受験」という。）があるが、九州管内における一般職試験（高卒者試験）事務区分及び技術区分の申込者数のうち、362人（20.7%）が関東甲信越地域をはじめとする九州地域以外の採用を希望した他地域受験の申込者であり、当事務局管内は他の地域へ人材を輩出する役割を果たしている。

〔一般職試験（高卒者試験）における他地域受験の状況（事務区分及び技術区分の計）〕



② 人材確保活動等

採用試験の実施についてホームページ等を活用して広報を行うとともに、大学の就職担当者・学生等への採用試験の説明のほか、各機関と連携して公務の魅力、仕事の内容を伝える説明会等を実施した。

ア 広報活動

九州管内所在の大学・高校等に対し、試験日程、管内各機関の業務内容等の情報を掲載した官庁ガイド等を送付し、学生や受験希望者等へ広く周知、広報を依頼した。

イ 就職ガイダンス

i) 国家公務員スタートアップセミナー

国家公務員という職業を広く知ってもらい、職業の選択肢としてもらうため、大学、学部、学年等の対象を限定しない、ランチタイムに気軽に参加できるセミナーを今年度新たに実施した。

テーマを「国家公務員とは何か。どんな業務を行っているのか」、「採用までのロードマップ」及び「若手職員のホンネトーク」とした3回構成で実施した。



実施時期	対象者	実施方法	参加者数
7. 6. 10	主に国家公務員一般職試験の受験を想定している者等	オンライン	101人
7. 6. 17			116人
7. 6. 24			117人

ii) 試験制度説明会（大学等主催）

九州管内の各大学等で実施する国家公務員採用試験制度説明会に説明者を派遣し、一般職試験（大卒程度試験）を中心に説明を行った。

実施時期	対象者	会場	参加者数
7. 6. 13～ 8. 2. 10	公務に関心のある大学生等	7大学（9回）	319人

iii) キャリア形成基礎

九州大学の基礎教育科目「キャリア形成基礎」の講義において、公務員というキャリアを知ってもらい、職業の選択肢として考えてもらうための機会を設けてもらい、国家公務員のキャリアについての説明を担当した。

なお、地方公務員のキャリアについての説明は福岡県人事委員会により行われた。

実施日	対 象 者	実施方法	参加者数
7. 11. 12	九州大学キャリア形成基礎受講者	オンライン	59 人

ウ 第 1 次試験合格者に対する説明会

i) 官庁合同業務説明会（一般職試験（大卒程度試験）第 1 次試験合格者対象）

一般職試験（大卒程度試験）の第 1 次試験合格者を対象に、機関ごとにオンラインで実施した。

実施日	対 象 者	実施方法	参加機関数	延べ参加者数
7. 6. 27	一般職試験（大卒程度試験） 第 1 次試験合格者	オンライン	33 機関	1,591 人

ii) 官庁合同業務説明会（一般職試験（高卒者試験）第 1 次試験合格者対象）

一般職試験（高卒者試験）の第 1 次試験合格者を対象に福岡市で実施し、各機関は、機関ごとにブースを設けて業務説明を行った。

実施日	対 象 者	会 場	参加機関数	参加者数
7. 10. 10	一般職試験（高卒者試験） 第 1 次試験合格者	福岡合同庁舎	21 機関	210 人

エ 公務研究セミナー

本府省の業務概要、直面する政策課題、仕事のやりがい、入省動機などの紹介を通じて、公務に関心を持ってもらうことを目的として実施した。

実施日	対 象 者	会 場	参加機関数	参加者数
7. 11. 8	公務に関心のある学生等	九州大学伊都地区 センターゾーン	30 機関	180 人

オ 大学懇談会

採用試験・採用についての大学側のニーズに即した有用な情報を提供するとともに、公務員を志望する学生の動向及び大学の支援状況等に関し意見交換を行うことを目的に、九州管内 10 大学の参加を得て実施した。

実施日	対 象 者	実施方法	参加大学
7. 12. 8	九州管内の大学教授及び事務担当者	オンライン	10 大学（22 人）

カ 一般職試験（大卒程度試験）志望者のための官庁合同業務セミナー

一般職試験（大卒程度試験）の受験を考えている大学生等を対象に、管内に所在する各機関や本府省の業務内容、公務の魅力、やりがいなどを伝えることにより、志望意欲を促進することを目的として実施した。



実施日	対象者	会場	説明機関数	延べ参加者数
8. 2. 25	一般職試験（大卒程度試験） 受験志望者等	中村学園大学	37 機関【管内】 20 機関【本省】	1,531 人

キ 官庁OPENゼミ（九州地区）

公務志望者に対し、九州地区に所在する各官庁が業務説明（職場見学を含む）や質疑対応を行い、多様な有為の人材の公務への誘致を図ることを目的として実施した。

今年度から、開催地を従前の福岡地区及び熊本地区に限定せず、九州地区全域に拡大したことにより、参加機関が大幅に増加した（昨年度 35 機関 → 今年度 60 機関）。



実施日	対象者	参加機関数	延べ参加者数
8. 3. 4～ 3. 6	公務に関心のある大学生	60 機関	対 面：1,283 人 オンライン： 113 人

③ 採用候補者名簿からの採用状況

当事務局で作成した採用候補者名簿から、令和8年3月31日までに採用（内定を合

む。)された者は、一般職試験(大卒程度試験)から355(うち、本府省へ20人)、一般職試験(高卒者試験)から211人、税務職員試験から83人、刑務官試験から69人の総数718人(男性407人、女性311人)となっている。

なお、一般職試験(大卒程度試験)行政九州区分の女性の申込者に占める割合は48.83%、合格者に占める割合は51.7%、採用者に占める割合は56.5%であり、同様に一般職試験(高卒者試験)事務九州区分におけるそれぞれの割合は、44.2%、47.6%、52.4%であった(採用者に占める割合は、令和8年3月31日現在)。

(2) 在職状況

人事院は、毎年、職員の任用状況の実態を把握するため「一般職の国家公務員の任用状況調査」を実施している。令和7年1月15日現在の一般職の国家公務員の在職者数は、行政執行法人職員を除いて282,411人となっている。このうち九州管内における在職者数は26,982人であり、全国比で9.6%となっている。(資料編1)

(3) 任用制度の運用

① 任用担当官会議

各機関の任用担当官に対して、採用に関する留意事項や人材確保活動関係行事の実施計画等を周知するとともに、任用・分限に関する諸問題について意見交換することにより、各機関における任用制度の公正かつ円滑な運用に資することを目的として実施した。

実施日	実施方法	参加者数
7. 6. 6	オンライン	52 機関 52 人

② 任用に関する調査

任用関係法規の遵守状況の調査、任用制度の運用に関する指導及び職員の任用の実態調査等を行うことを目的として、管内5機関を対象として実施した。

全体的に良好に処理されており、今後も適切に運用するよう指導した。

2 人材の育成

人事院は、国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員の育成並びに研修の方法に関する専門的知見を活用して行う職員の効果的な育成の観点から、自ら研修を計画し実施している。

当事務局では、役職段階別研修、テーマ別研修、を行うとともに、管内の各機関からの要請に応じ、講師を派遣し研修支援を行っている。

(1) 研修実施

当事務局では、管内の各機関に勤務する職員を対象として、新採用職員から課長補佐級までの役職段階別の研修やメンター養成研修などのテーマ別研修等8の研修を、延べ432人に対し実施した。

① 役職段階別研修

役職段階別研修は、役職段階ごとに必要な知識、技能等を付与し、それぞれに求められる能力、識見等を向上させ、国民全体の奉仕者としての意識の徹底を図るとともに、研修員相互の理解と信頼を深めることを目的として実施している。

[新採用職員研修]

国家公務員制度の基礎知識を付与することを中心に、とりわけ全体の奉仕者としての心構えの醸成や公務員倫理の重要性の意識付けに重点を置いて実施した。

また、福岡法務局より講師を招き、様々な立場の人の気持ちへの理解を深めることをねらいとし、「人権の擁護」を科目として実施した。

実施日	実施方法	主な科目	修了者数
7. 4. 7 ～ 4. 9	オンライン	<ul style="list-style-type: none">・ 公務員の心構え・ 服務制度・公務員倫理・ 給与制度・ 勤務時間・休暇、仕事と育児等の両立支援・ ハラスメント防止とメンタルヘルス・ 人事評価・ 人権の擁護・ ビジネスマナー、仕事の進め方	61人

[中堅係員研修]

近い将来リーダーの立場となる中堅の係員に対し、組織における自分の立場と役割、リーダーシップについて考えさせる点に重点を置くとともに、アサーティブな伝え方（組織メンバーの価値観をお互いに尊重しつつ、自分の考えや意見を主張する）を学ぶ職場のコミュニケーションや、効率的な業務遂行のためのタイムマネジメントなどの科目を設けて実施した。

実施日	実施方法	主な科目	修了者数
7. 11. 11 ～11. 14	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を円滑にするコミュニケーション ・ハラスメント防止 ・公務職場のメンタルヘルス ・リーダーシップ ・タイムマネジメント ・課題研究 	78人

[係長研修]

第一線の現場で中心的な役割にある係長に対し、業務遂行や人材育成において効果的なスキルを付与する観点から、リーダーシップ、タイムマネジメント、コーチングの科目を設けるとともに、良好な職場環境の構築・整備の観点から、職場のハラスメント防止やメンタルヘルスマネジメントに関する科目を設けて実施した。

実施日	実施方法	主な科目	修了者数
8. 1. 21 ～ 1. 23	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止 ・メンタルヘルスマネジメント ・リーダーシップ ・タイムマネジメント ・コーチング 	55人

[課長補佐研修]

管理監督する立場である課長補佐に対し、組織マネジメントの観点から、管理能力や、組織の力を引き出すスキルとしてのファシリテーションや業務マネジメントを柱にするとともに、キャリアマネジメント（自分自身のキャリアを振り返り自分と他者のキャリア観の違いを理解しながら自分の在りたい姿を考えるとともに、部下のキャリア形成を支援する方法等）について学ぶ科目や、良好な職場環境の構築・整備の観点から、公務員倫理やメンタルヘルスマネジメント、心理的安全性の確保とハラスメント防止の科目を設けて実施した。

実施日	実施方法	主な科目	修了者数
7. 12. 3 ～12. 5	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「行政に望む」 ・心理的安全性の確保とハラスメント防止 ・キャリアマネジメント ・メンタルヘルスマネジメント ・公務員倫理 ・ファシリテーション ・業務マネジメント 	51人

② テーマ別研修

人材育成やキャリア支援に関して、テーマ別研修を実施している。

[メンター養成研修]

職場におけるメンター、メンタリングに関する基本的な知識、意識、コミュニケー

ジョンスキルの習得を図ることを目的として実施した。

実施日	実施方法	主な科目	修了者数
7. 5. 16	対面	<ul style="list-style-type: none"> ・メンター・メンタリング ・コミュニケーションスキル ・ロールプレイ・まとめ 	69人

[女性職員のためのキャリア支援研修]

女性職員の主体的・積極的なキャリア形成を支援するため、キャリア形成に関する知識の付与、相互啓発等による業務遂行能力やマネジメント能力等の伸長、府省を越えた人的ネットワーク形成の機会等を提供することを目的として実施した。

実施日	実施方法	主な科目	修了者数
7. 6. 11 ～ 6. 13	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムマネジメント ・コーチング ・ファシリテーション ・キャリアデザイン 	40人

[キャリア支援研修 20]

若手職員（勤務経験3年以上の20歳台の者）に対し、職業生活を振り返り、今後のキャリア形成を考えさせることなどを通じ、仕事や能力開発への意欲向上を図る目的として実施した。

実施日	実施方法	主な科目	修了者数
7. 12. 18	対面	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアを考えるととは？ ・自己分析 ・ありたい姿を考える ・行動設計 	37人

[キャリア支援研修 30]

一定程度経験を積んだ職員（30歳台の者）に対し、職業生活を振り返り、今後のキャリア形成を考えさせることなどを通じ、仕事や能力開発への意欲向上を図ることを目的として実施した。

実施日	実施方法	主な科目	修了者数
7. 12. 19	対面	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアについて考える ・意見交換 	41人

(2) 講師派遣による研修支援

管内各機関からの要請に応じて、メンター養成、ハラスメントの防止等の研修に対して、講師として職員を4機関に派遣し必要な支援を行った。

3 職員の給与

職員の給与は、国家公務員法上、法律に基づき定められることとされ(給与法定主義)、社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならないとされている。このため、人事院は、俸給表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないとされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っている(情勢適応の原則)。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、その公正妥当な運用を確保するため、所要の人事院規則の制定、給与の支払いの監理等を行っている。

当事務局では、上記勧告の基礎資料となる管内における民間給与の実態を的確に把握するための調査等を行うとともに、給与制度の周知徹底と運用の適正化を図るための各種説明会・研修会の開催及び給与簿監査の実施、さらには日常の各機関からの制度照会を通じて各機関における給与実務の指導を行っている。

(1) 民間給与との比較

① 職種別民間給与実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握している。

令和7年度は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約59,200(母集団事業所)のうちから、約11,900事業所を抽出し、76職種約50万人の常勤の従業員を対象に調査を行った。

管内における調査対象事業所数は次表のとおりである。

(※各県人事委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」による。)

[職種別民間給与等実態調査の調査対象事業所数]

福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県
515	138	142	197	136
宮崎県	鹿児島県	合計		
147	123	1,398		

② 人事院勧告等

人事院は、令和7年8月7日に、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告し、勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

内閣総理大臣に勧告を手渡す人事院総裁

(写真提供：内閣広報室)



③ 一般職の職員の給与に関する法律改正に伴う人事院規則等の改正説明会

令和7年12月16日に第219回臨時国会において「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月24日に令和7年法律第89号として公布された。

この改正法及び人事院規則等の改正内容の周知を図るため、令和7年12月24日に、管内の各機関に対する説明会を人事院本院主催でWeb会議システム（オンライン）により実施した。

(2) 給与実務担当者研修会

各機関の給与実務の担当者を対象に、給与制度の理解を深め、給与事務の適切な運用を確保することを目的として実施している。

令和7年度は、給与実務初任者等研修会をWeb会議システム（オンライン）により実施した。

また、当初は、令和8年2月17日～20日に給与事例等研修会の対面での実施を予定していたが、同年4月に予定している各種給与制度の改正への対応の準備等を考慮し、開催を取りやめることとした。

研修会	実施日	参加者数
給与実務初任者等研修会 (給与実務経験1年未満の者を対象)	7. 6. 19～20 (諸手当・支給関係)	94 機関 171 人
	7. 9. 11～12 (俸給関係)	57 機関 96 人

(3) 給与簿監査

国家公務員法第69条の規定に基づく給与簿の検査を行うとともに、必要に応じて給与制度の運用に関する指導を行い、職員の給与が法律、人事院規則等に適合して行われることを確保するために実施している。

令和7年度は、管内59機関を対象に実施した。

4 職員の生涯設計

人事院は、本格的な高齢社会の進展に対応し、再任用制度の円滑な実施や、職員の定年後の生涯設計に必要な情報の提供等の施策を進めている。

当事務局では、生涯設計セミナー等の実施を通じて、再任用制度について周知・啓発を図るとともに、幅広く職員の定年後の生活設計を支援している。

(1) 生涯設計セミナー 40

九州地区の40歳台の職員に対して、高齢者雇用施策や退職手当制度などに関する情報を提供するとともに、これまでの職業生活を振り返りながら現状を認識し、今後の在り方を考えるなど、職員が早い時期に自らの将来の目標を明確にした生涯設計を考える機会を提供することを目的として、Web会議システム（オンライン）により実施した。

実施日	参加者数
7.10. 2	15 機関 39 人

(2) 生涯設計セミナー 50

九州地区の50歳台の職員に対して、定年後の生活設計の必要性、再任用制度や退職共済年金制度などに関する情報を提供するとともに、参加職員による討議等を通して定年後の生活設計を考える機会を提供することを目的として、1月実施分はWeb会議システム（オンライン）により実施し、2月実施分は福岡合同庁舎本館会議室で実施した。



実施日	特別講演	参加者数
8. 1. 8 ～ 1. 9	・再任用の体験談 ・健康管理	14 機関 29 人
8. 2. 5 ～ 2. 6	・介護	14 機関 25 人

5 職員の勤務環境

職員の勤務時間・休暇等は、職員の基本的な勤務条件であり、国家公務員法第 28 条の情勢適応の原則の適用を受けて、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律により具体的事項が定められている。人事院は調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することとされている。

また、職員の健康の保持増進及び職場の安全の確保のほか、仕事と家庭の両立支援など職員の福祉の向上を図る観点から、健康安全、育児休業及び災害補償等についての基準を定めるとともに、各機関の指導・調整を実施している。

当事務局では、これら諸制度の周知徹底と運用の適正化を図るための各種説明会・研修会及び監査・調査の実施、さらには日常の各機関からの制度照会を通じて各機関における実務の指導を行っている。

(1) 勤務時間及び休暇等

① 勤務時間・休暇制度等説明会

各機関の勤務時間及び休暇制度の担当者に対し、勤務時間・休暇の各制度に関する基礎的知識の付与及び関係法令の周知徹底を図り、各制度の適正な運用を確保することを目的として、各機関への動画配信及び資料の提供によって実施した。

② 勤務時間・休暇制度等運用状況調査

各機関における勤務時間・休暇制度等の適正な運用を図るとともに、これら制度の検討に資するため、管内 5 機関を対象に調査を実施し、これら制度に関する意見・要望の聴取等も行った。

(2) 健康安全、ハラスメント、育児休業等

① 安全対策会議

各機関の安全管理者・安全管理担当者等に対し、各機関における安全管理に関する施策の充実、職員の安全意識の高揚及び安全活動の定着を図ることを目的として、各機関へ動画配信及び資料の提供によって実施した。

実施日	実施方法	概要	参加者数
7. 7. 1 ～ 7.31	動画配信及び 資料の提供	講演動画『転倒災害防止について』	27 機関 84 人

② こころの健康相談室

九州管内に所在する各機関の職員とその家族、健康管理者、管理監督者等を対象に、職員自身、家庭、職場における部下等に関する悩みの相談に専門医が応じることにより、職員の心の問題の解決を図り、公務能率の増進及び各機関における心の健康づくり対策の推進等に資するため、予約制で、専門医による対面又はオンライン方式の相談室を開設している。

令和7年度は10回開設し、延べ20件の相談があった。



③ こころの健康にかかる職場復帰相談室

人事院では、精神科等を専門とする健康管理医の確保が未だ進んでいない地方機関において、精神及び行動の障害による長期病休者の職場復帰、再発予防等に関し、専門的立場から助言、指導が受けられるよう、精神科医等を確保し、各機関がその医師（相談医）を健康管理医として委嘱することにより、各機関の心の健康づくり施策の推進に資するものとして、相談室を開設している。

令和7年度は5回開設し、5件の相談があった。

個別事案に即した相談医の助言等は、円滑な職場復帰対策において活用されており、職場復帰の受入方針へのアドバイス等を行い、試し出勤等を経て復職できたケースなどがあった。

④ 健康安全管理状況監査

各機関における職員の保健及び安全保持についての関係法令の遵守状況を監査し、制度の適正な運用についての必要な指導を行うことを目的として、管内5機関を対象に実施した。

⑤ ハラスメント防止対策担当者会議

管区機関、府県単位機関、出先機関等の課長級以上の職員に対し、公務におけるハラスメント防止に対して、各機関と連携しながら適切に対処していける体制を構築していくことを目的として、Web会議システム（オンライン）を用いて実施した。

なお、ハラスメント防止対策担当課長は苦情相談担当課長を兼任している者が多いという実態を踏まえ、苦情相談に関する地方機関連絡会議と併せて実施した。

実施日	実施方法	概要	参加者数
7. 11. 25	Web 会議システム	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度における苦情相談の概要 相談対応動画の紹介 意見交換（グループワーク） 事前アンケートで寄せられた質問への回答 質疑応答 	20 機関 29 人

⑥ ハラスメント相談員セミナー

各機関のハラスメント相談員等に対し、ハラスメントにより被害を受けた職員から信頼され、相談しやすい相談体制作りを推進するため、ハラスメント相談員の知識、技能等の向上を図ることを目的として、Web 会議システム（オンライン）を用いて実施した。

なお、ハラスメント相談員は苦情相談担当官を兼任している者が多いという実態を踏まえ、苦情相談担当官研修と併せて実施した。

実施日	実施方法	概要	参加者数
7. 11. 27	Web 会議システム	苦情相談、ハラスメント相談の受け方・進め方(講義及び実習)	23 機関 48 人

⑦ 幹部・管理職員ハラスメント防止研修

地方機関等の課長級以上の職員又はこれと同等と認められる者を対象に、組織マネジメントの観点から、ハラスメントの防止、発生した場合等に自らが担う役割について意識及び理解の向上を促し、自らの理解度等について気付きを促すことを目的として、講義とグループワークの二部制により Web 会議システム（オンライン）を用いて実施した。

実施日	実施方法	概要	参加者数
7. 10. 31	Web 会議システム	(第一部) 講義 「組織マネジメントの観点を含めた意識及び理解の向上、幹部・管理職員の役割」	39 機関 69 人
7. 12. 1、 7. 12. 2、 7. 12. 8、 8. 1. 8、 8. 1. 16 の いずれか1日	Web 会議システム	(第二部) グループワーク 「認識度調査結果に基づくグループワーク、幹部・管理職員の役割・行動様式の再確認」	

⑧ ハラスメント防止対策担当者実務研修

管区機関等に勤務するハラスメント防止対策を担当する係長職以上の職員で、ハラスメント担当実務者として概ね半年以上の経験を積んだ担当者を対象に、実務担当者に必要な行動様式を習得し、「問題解決のプロセス」の理解を深めさせ、問題解決技能や防止意識を高める機会とすることを目的として、講義とグループワークの二部制により Web 会議システム（オンライン）を用いて実施した。

実施日	実施方法	概要	参加者数
7. 11. 7	Web 会議システム	(第一部) 講義 「実務担当者に必要な行動様式を習得、問題解決プロセスの理解の深化」	27 機関 69 人

8. 1. 21、 8. 1. 29、 8. 2. 4、 8. 2. 12、 8. 2. 17 の いずれか1日	Web 会議 システム	(第二部) グループワーク 「解決策を導くケーススタディにより、 問題解決技能や防止意識を高める」	
-------------------------------------------------------------------------	----------------	---------------------------------------------------------	--

⑨ 育児休業等両立支援制度説明会

各機関の育児休業・女子福祉制度の担当者に対し、育児休業制度、女子職員の健康、安全及び福祉制度、その他両立支援制度に関する基礎的知識の付与及び関係法令の周知徹底を図り、各機関における当該制度の円滑な運営に資することを目的として、各機関への動画配信及び資料の提供によって実施した。



⑩ 「心の健康づくりのための職場環境改善」ファシリテータ研修

各機関における職場環境改善の取組を支援するため、ファシリテータや心の健康づくり対策の担当者等が職場環境改善の実施方法等について学ぶ機会を設けることを目的として、Web 会議システム（オンライン）を用いて実施した。

実施日	実施方法	概要	参加者数
8. 1. 16	Web 会議 システム	「心の健康づくりのための職場環境改善」 ファシリテータ研修（演習及び講義）	17 機関 23 人

(3) 災害補償

① 災害補償実務担当者研修（基礎）

各機関の災害補償実務担当者に対し、災害補償制度、公務災害・通勤災害の認定等に関する基本的な事項及び実務に関する研修を行い、もって実施機関の行う災害補償業務の迅速かつ適正な実施の確保を図ることを目的として、eラーニング方式で実施した。

② 災害補償実施状況監査

災害補償に関する法令の遵守状況を監査し、必要な指導を行い、迅速かつ公正な補償の実施と適正な福祉事業の実施の確保を図ることを目的として、管内1機関を対象に実施した。

6 服務・懲戒、公務員倫理

職員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないものとされ、これを具体的に実現するため、職員に対する服務上の制約を課しており、さらに、服務規律保持のために、非違行為に対する懲戒制度が設けられている。

また、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することにより、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、国家公務員倫理法が制定されている。

当事務局では、服務・懲戒、倫理制度の適正な運用等を図るため、管内の各機関の担当者等に対して資料を配付し、各機関からの制度照会を通じて各機関における実務の助言、指導を行っている。

(1) 服務・懲戒

服務・懲戒制度の適正な運用を確保することを目的として、九州管内の機関に資料を配付した。

(2) 公務員倫理

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の適正な運用を確保することを目的として、新採用職員研修においては「国家公務員倫理教本」に係るURLの周知を行い、各役職段階別研修においては「公務員倫理」のカリキュラムを設けている。

7 職 員 団 体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国家公務員法第 108 条の 2 の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。職員団体の登録制度は、職員団体が同法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを人事院が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待しているものである。

当事務局では、職員団体の登録事務を行うとともに職員団体制度の円滑な実施、周知を図るための指導を行っている。また、勤務条件の改善要望等についての会見に応じている。

(1) 職員団体の登録

管内の職員団体の登録状況は、役員等登録事項に変更があった場合の変更登録が 139 件、登録抹消が 1 件であった。

令和 8 年 3 月 31 日現在における当事務局の登録職員団体数及び登録処理件数は、次表のとおりである。

省 庁 名	登録職員団体数	登 録 処 理 件 数		
		新 規 登 録	変 更 登 録	登 録 抹 消
総 務 省	1	0	1	0
法 務 省	2	0	2	1
財 務 省	83	0	83	0
厚生労働省	7	0	9	0
農林水産省	24	0	33	0
国土交通省	13	0	10	0
そ の 他	1	0	1	0
合 計	131	0	139	1

(2) 職員団体との会見

職員の勤務条件に関して、勧告、人事院規則の制定・改廃などを行うに当たって、職員団体と会見を行うことを通じて、意見、要望等を聴き、施策の検討に資することとしており、管内の 13 の職員団体から申入れを受けて、22 回の会見を行った。

会見の内容は、給与水準の改善や級別定数の改定、諸手当の見直しに関するものが多かった。

(3) 職員団体制度

職員団体制度の理解を深めてもらい、職員団体業務の適正・適切な運用を確保するこ

とを目的として、九州管内の機関に資料を配付した。

(4) 職員団体を対象とした説明会

人事院は、令和7年8月7日に、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告し、勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

当事務局では、この勧告等の趣旨、内容の周知を図るために、管内の職員団体を対象に説明会を実施した。

実施日	実施方法	参加者数
7. 8. 8	対面及び Web 会議システム	対面：1 団体 1 人 オンライン：7 団体 7 人

8 公 平 審 査

公平審査は、職員から、不利益処分についての審査請求、勤務条件に関する行政措置の要求、災害補償の実施に関する審査の申立て等、給与の決定に関する審査の申立てがなされた場合に、人事院が、準司法的な所定の審査手続に従って、迅速かつ適切に事案の処理を行うものであり、この公平審査は、職員の利益の保護、人事行政の公正の確保、ひいては公務の能率的な運営に資することを目的とするものである。

また、苦情相談制度は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談を受けて必要な措置を執るものである。

当事務局では、これらの申立ての受付を行うほか、管内における事案審理や調査の業務を本院と協力し実施している。また、苦情相談制度の周知徹底と運用の適正化を図るため会議、研修を実施するとともに、職員から苦情の申出及び相談があった場合に、当該職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を執っている。

(1) 公平審査

令和7年度の当事務局管内における事案処理状況等は次表のとおりである。

	前年度末 から係属	受付	判定（又は決定）					却下	取下げ	終了	翌年度 繰越
			承認	修正	取消	容認	棄却				
不利益処分審査請求	2	1	1								2
行政措置要求	0	3					1				2
給与決定審査	1	3					1	1			2
災害補償審査申立	0	2					2				0

(2) 苦情相談

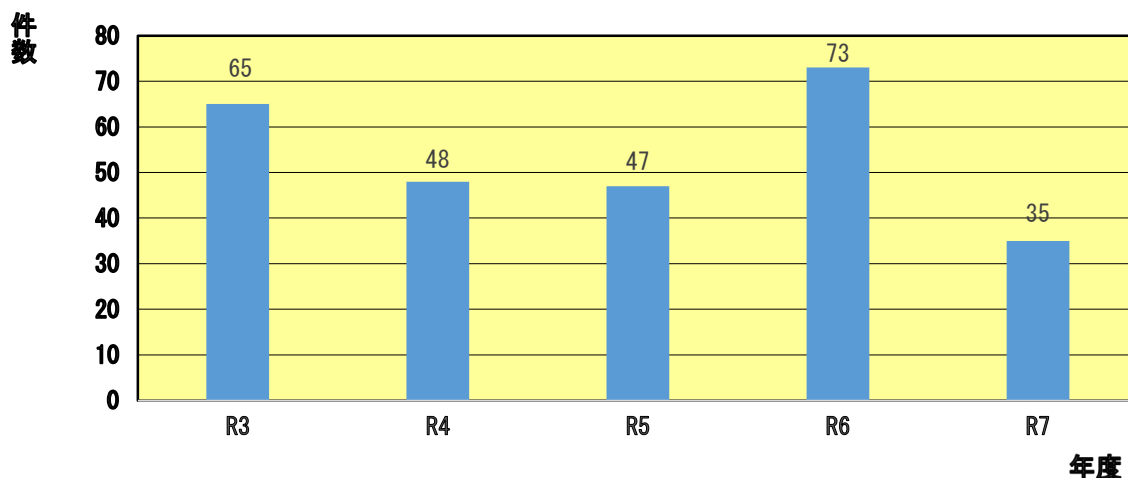
① 職員からの勤務条件や勤務環境等に関する相談

当事務局において受け付けた相談は35件で、内容別件数は次表のとおりである。

任用関係	給与関係	公平審査 手続関係	勤務時間 ・休暇等 関係	健康安全 等関係	セクハラ	妊娠・出産 ・育児又は 介護ハラス メント	パワハラ	パワハラ 以外のい じめ等	人事評価 関係	その他	計
3 (8)	0 (0)	0 (0)	3 (11)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	8 (44)	3 (4)	6 (0)	12 (4)	35 (73)

(注) () 内の数は前年度の件数を示す。

(参考) 苦情相談件数の推移



② 苦情相談に関する地方機関連絡会議

管区機関、府県単位機関、出先機関等の課長級以上の職員に対し、管内各機関における苦情相談体制の充実を図ることを目的として、Web 会議システム（オンライン）を用いて実施した。

なお、苦情相談担当課長はハラスメント防止対策担当課長を兼任している者が多いという実態を踏まえ、ハラスメント防止対策担当者会議と併せて実施した。

実施日	実施方法	概要	参加者数
7.11.25	Web 会議システム	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度における苦情相談の概要 ・相談対応動画の紹介 ・意見交換（グループワーク） ・事前アンケートで寄せられた質問への回答 ・質疑応答 	20 機関 29 人

③ 苦情相談担当官研修

各機関の苦情相談業務を担当する職員に対し、苦情相談業務を適切に処理するために必要とされる基礎知識及び技法を習得させることを目的として、Web 会議システム（オンライン）を用いて実施した。

なお、苦情相談担当官はハラスメント相談員を兼任している者が多いという実態を踏まえ、ハラスメント相談員セミナーと併せて実施した。

実施日	実施方法	概要	参加者数
7.11.27	Web 会議システム	苦情相談、ハラスメント相談の受け方 ・進め方(講義及び実習)	23 機関 48 人

9 広報・広聴等

当事務局では、人事行政を適切に運営していくため、各界の有識者や管内の企業経営者等と幅広く意見交換を行うとともに、管区機関との間で情報提供や意見交換等を行うことを目的とした会議等を行っている。

(1) 公務員問題懇話会

経済界、言論界、学界、労働界等の各地域の各界の有識者に国家公務員の制度を説明し、御理解をいただくとともに、国家公務員の人事行政をめぐる諸問題について率直な意見を伺うことを目的として、熊本市において開催した。

実施日	出席者
7. 6. 17	【有識者】 （五十音順）
	井寺 美穂 熊本県立大学総合管理学部総合管理学科 准教授
	川内 恵里 社会保険労務士法人 eRia・ハート 代表
	佐藤 史依 株式会社熊本県民テレビ 報道局次長兼報道部長
	富永 哲生 熊本経済同友会 副代表幹事
	株式会社ハウディ 代表取締役社長
	友田 孝行 日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長
	西村まりこ 熊本商工会議所 副会頭
	株式会社辰グループ 専務取締役
	【人事院】
	土生 栄二 人事官
	前田 聡子 職員福祉局次長
	森谷 明浩 給与第一課長
	原田 三嘉 九州事務局長



公務員問題懇話会の様子

(2) 企業経営者等との意見交換

給与勧告等の検討に資するため、4月から5月にかけて福岡市、北九州市、佐賀市、唐津市、長崎市及び熊本市の企業経営者7人及び新聞社の論説委員長1人を対象に、国家公務員給与の決定方法や人事院勧告の意義、役割等の説明を行うとともに、地域における経営環境、賃金改定の動向及び公務員給与の在り方等を中心とした公務員制度全般について意見交換を行った。

(3) 人事主管課長会議

例年、管内の管区機関等の人事主管課長を対象に、各機関との連絡協力を密にし、人事行政全般の円滑な運営を図ることを目的として実施した。管内主要機関に対して九州事務局の業務説明をするとともに、人事行政全般について意見交換を行った。なお、特別講演は「人材確保の課題と取組」をテーマとしてテレビ会議システム方式で実施した。

実施日	実施方法	概 要	参加者数
7. 4. 16	対面及び Web 会議 システム	・特別講演「人材確保の課題と取組」 ・当事務局業務説明 ・質疑応答及び意見交換	対面： 14 機関 15 人 オンライン： 12 機関 12 人

(4) 陳情

給与等の勤務条件の改善に関して、管内の7機関より陳情を受けた。内容は、俸給水準の引上げ、昇格の改善、諸手当の支給額の引上げや支給要件の緩和等、給与の改善要求に関するものが多かった。

資料編

1 九州の国家公務員

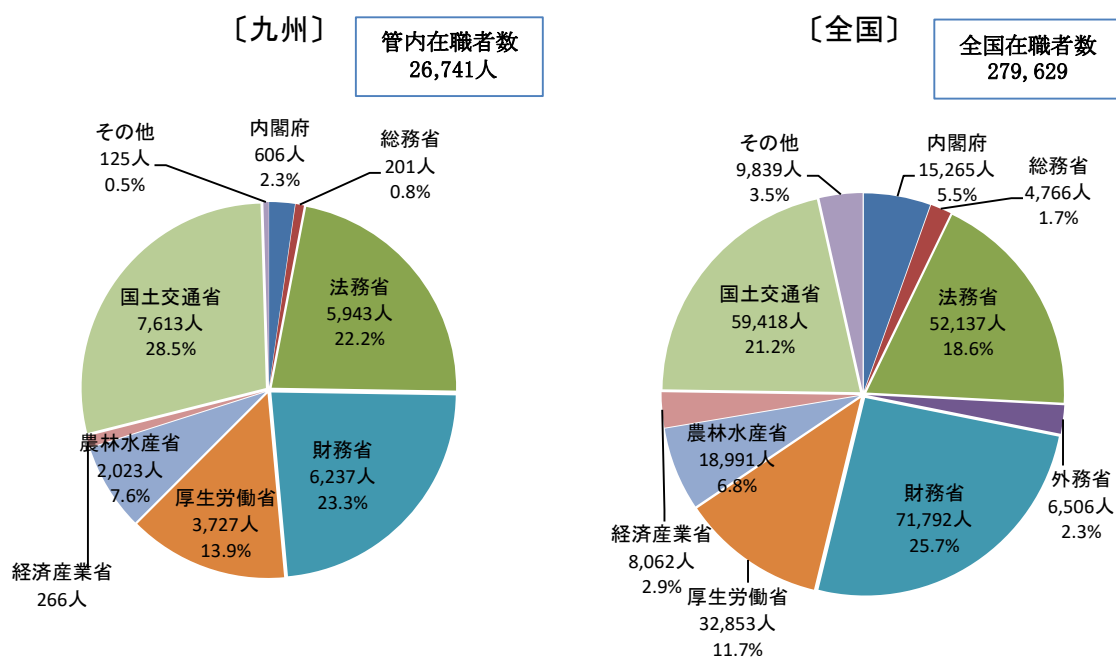
① 職種別の国家公務員数(一般職職員)

種類	九州 (A)	全国 (B)	A / B
一般職職員	(人) 26,982	(人) 289,391	(%) 9.3
給与法適用職員	26,705	277,036	9.6
行政職(一)・(二)	13,776	159,558	8.6
専門行政職	1,249	8,083	15.5
税務職	4,491	53,618	8.4
公安職(一)・(二)	6,378	48,648	13.1
海事職(一)・(二)	111	622	17.8
教育職(一)・(二)	12	176	6.8
研究職	14	1,522	0.9
医療職(一)～(三)	595	3,242	18.4
福祉職	44	258	17.1
専門スタッフ職	4	279	1.4
指定職	31	1,030	3.0
任期付職員	36	2,401	1.5
任期付研究員	0	192	0.0
行政執行法人職員	—	6,980	—
検察官	241	2,782	8.7

(注) 一般職の国家公務員の任用状況調査(令和7年1月15日現在)による。
行政執行法人職員については全国集計のみ。

② 府省別の国家公務員数(給与法適用職員等)

(令和7年1月15日現在)



(注) 在職者数には、任期付職員及び任期付研究員を含む。

2 国家公務員採用試験実施状況

試験の程度	試験の種類	受付期間	第1次試験		第2次試験		合格者発表日			
			試験日	試験地	試験日	試験地				
大学 (大学院) 卒業程度	総合職(院卒者)	2月3日～25日	3月16日	福岡市 北九州市 熊本市 鹿児島市	筆記 4月13日	筆記 福岡市	5月30日			
	総合職(大卒程度)				人物等 4月21日～5月16日	政策課題 討議・人物 大阪市				
	総合職(院卒者) 「法務」区分			東京都	5月7日～16日	さいたま市 東京都				
	総合職(大卒程度) 「教養」区分	8月1日～25日	10月5日	福岡市	11月22日・23日 又は 11月29日・30日	大阪市	12月18日			
	一般職(大卒程度)	2月20日～3月24日	5月25日	6月1日	福岡市 北九州市 熊本市 鹿児島市	7月9日～25日	福岡市	8月12日		
	皇宮護衛官(大卒程度)			福岡市	7月8日～15日	福岡市				
	法務省専門職員(人間科学)				7月4日～9日					
	財務専門官			福岡市 熊本市 鹿児島市	7月1日～4日	福岡市 熊本市				
	国税専門官				6月23日～7月4日					
	食品衛生監視員			福岡市	7月8日～15日	東京都				
	労働基準監督官			福岡市 熊本市 鹿児島市	7月8日～11日	福岡市 熊本市				
	航空管制官			福岡市 宮崎市	7月2日 第3次試験 〔8月21日～22日〕	福岡市 〔第3次試験〕 〔泉佐野市〕	9月24日			
	海上保安官			北九州市 鹿児島市	7月8日～15日	北九州市 鹿児島市	8月12日			
	経験者採用試験			7月28日～8月18日	10月5日	福岡市	試験ごとに異なる		福岡市	試験ごとに異なる
高等学校 卒業程度	一般職(高卒者)			6月13日～25日	9月7日	福岡市 他7都市	10月15日～24日		福岡市 他3都市	11月18日
	一般職(社会人)					福岡市			熊本市	
	皇宮護衛官(高卒程度)			7月11日～24日	9月28日	福岡市	10月27日～31日		福岡市	11月25日
	刑務官	福岡市 他7都市	10月23日～29日			福岡市 他8都市				
	入国警備官	福岡市	10月27日～31日			福岡市				
	税務職員	6月13日～25日	9月7日	福岡市 他7都市	10月15日～24日	福岡市 熊本市	11月18日			
	航空保安大学校	7月11日～24日	9月28日	福岡市 宮崎市	11月17日～20日	福岡市	12月23日			
	気象大学校	8月21日～9月8日	10月25日・26日	福岡市 鹿児島市	12月12日	福岡市	2026年1月15日			
	海上保安大学校									
	海上保安学校(特別)	2月20日～3月13日	5月11日	福岡市 他9都市	6月4日～25日	北九州市 鹿児島市	7月25日			
海上保安学校	7月11日～24日	9月28日	〔10月21日～30日 航空課程のみ 第3次試験 12月6日～16日〕		〔海上保安学校 航空課程の第 2・第3次試験 東京都〕	〔11月25日 航空課程のみ 2026年1月15日〕				

(注) 試験地については九州管内の試験地を中心に記載している。

3 国家公務員採用試験実施結果

① 実施結果一覧

(単位：人、倍)

試験の程度	試験の種類	九州管内		全国			
		(A)申込者数	全国比(%)	合格者数	(B)申込者数	合格者数	倍率
大学 (大学 院) 卒業 程度	総合職(院卒者)	63	4.9	30	1,282	635	2.0
	総合職(大卒程度) 「教養」区分を除く	1,017	9.5	50	10,740	1,153	9.3
	総合職(院卒者) 「法務」区分※				6	5	1.2
	総合職(大卒程度) 「教養」区分	164	2.8	5	5,914	426	13.9
	一般職 (大卒程度)	2,465	9.7	898	25,437	8,815	2.9
	皇宮護衛官 (大卒程度)	36	6.1	2	590	46	12.8
	法務専門職員 (人間科学)	127	7.1	31	1,790	422	4.2
	財務専門官	283	15.2	96	1,863	569	3.3
	国税専門官	1,148	10.9	360	10,512	3,394	3.1
	食品衛生監視員	66	20.1	8	329	36	9.1
	労働基準監督官	335	14.5	51	2,305	402	5.7
	航空管制官	74	9.7	10	765	132	5.8
	海上保安官	66	14.0	9	472	75	6.3
	経験者採用試験 (7種類)	193	8.2	49	2,360	574	4.1
	大卒計	6,037	9.4	1,599	64,365	16,684	3.9
高等 学 校 卒業 程度	一般職 (高卒者)	1,892	22.9	738	8,275	3,338	2.5
	一般職 (社会人)	18	7.8	1	232	44	5.3
	皇宮護衛官 (高卒程度)	53	21.2	5	250	16	15.6
	刑務官	652	21.0	132	3,107	900	3.5
	入国警備官	274	23.1	59	1,187	244	4.9
	税務職員	960	27.0	280	3,551	1,329	2.7
	航空保安大学校	143	37.0	26	387	112	3.5
	海上保安大学校	70	19.2	18	365	88	4.1
	海上保安学校	512	25.6	146	2,003	534	3.8
	”(特別)	1,017	34.2	200	2,970	925	3.2
	気象大学校	34	11.5	7	296	62	4.8
高卒計	5,625	24.9	1,612	22,623	7,592	3.0	
合計	11,662	13.4	3,211	86,988	24,276	3.6	

(注) 1 全国比 = (A)/(B) (%)

2 倍率 = 申込者数/合格者数

3 「九州管内」の申込者数及び合格者数は、第1次試験地を人事院九州事務局管内(九州各県)とした者の数を示す。

※ 総合職(院卒者)「法務」区分及び経験者採用試験のうち外務省は、九州管内に第1次試験地はない。

② 総合職試験（院卒者試験）実施結果（2025年度）

（単位：人、倍）

区 分	九 州 管 内		全 国		
	申込者数	合格者数	申込者数	合格者数	倍 率
行 政	9 (2)	5 (2)	248 (81)	148 (51)	1.7
人間科学	7 (6)	5 (5)	130 (91)	65 (50)	2.0
デジタル	1 (1)	0 (0)	63 (18)	14 (4)	4.5
工 学	10 (1)	2 (0)	240 (44)	98 (16)	2.4
数理科学・物理 ・地球科学	6 (0)	3 (0)	124 (20)	52 (3)	2.4
化学・生物・薬学	11 (4)	3 (1)	240 (99)	120 (55)	2.0
農業科学・水産	13 (2)	7 (0)	138 (46)	74 (26)	1.9
農業農村工学	0 (0)	0 (0)	17 (2)	10 (1)	1.7
森林・自然環境	6 (2)	5 (2)	82 (25)	54 (21)	1.5
法 務			6 (3)	5 (2)	1.2
合 計	63 (18)	30 (10)	1,288 (429)	640 (229)	2.0

（注）（ ）内は、女性を内数で示す。

③ 総合職試験（大卒程度試験）実施結果（2025年度）

（単位：人、倍）

区 分	九 州 管 内		全 国		
	申込者数	合格者数	申込者数	合格者数	倍 率
政治・国際・人文	69 (40)	2 (0)	1,674 (752)	180 (70)	9.3
法 律	696 (381)	14 (6)	6,063 (3,026)	271 (95)	22.4
経 済	87 (29)	2 (0)	984 (364)	120 (35)	8.2
人間科学	17 (15)	1 (1)	236 (176)	48 (43)	4.9
デジタル	8 (6)	1 (0)	135 (33)	33 (6)	4.1
工 学	51 (15)	7 (3)	695 (148)	195 (33)	3.6
数理科学・物理 ・地球科学	6 (2)	2 (2)	141 (32)	43 (7)	3.3
化学・生物・薬学	21 (12)	3 (1)	260 (128)	44 (14)	5.9
農業科学・水産	47 (17)	11 (4)	309 (142)	119 (54)	2.6
農業農村工学	9 (3)	4 (1)	86 (31)	39 (14)	2.2
森林・自然環境	6 (1)	3 (0)	157 (68)	61 (30)	2.6
小 計	1,017 (521)	50 (18)	10,740 (4,900)	1,153 (401)	9.3
教 養	164 (66)	5 (0)	5,914 (2,527)	426 (138)	13.9
合 計	1,181 (587)	55 (18)	16,654 (7,427)	1,579 (539)	10.5

（注）（ ）内は、女性を内数で示す。

④ 一般職試験（大卒程度試験）実施結果（2025年度）

（単位：人、倍）

区 分	九 州 管 内			全 国		
	申込者数	合格者数	倍 率	申込者数	合格者数	倍 率
行 政	※ 1,850 (902)	※ 642 (332)	※ 2.9	17,558 (8,083)	5,846 (2,874)	3.0
デジタル・電気・電子	28 (3)	13 (1)		361 (47)	140 (16)	2.6
機 械	23 (2)	10 (1)		159 (13)	75 (4)	2.1
土 木	51 (18)	17 (7)		579 (120)	231 (60)	2.5
建 築	24 (8)	7 (2)		128 (56)	35 (15)	3.7
物 理	28 (8)	18 (4)		241 (64)	115 (28)	2.1
化 学	33 (16)	13 (3)		388 (183)	161 (75)	2.4
農 学	67 (26)	32 (10)		603 (291)	271 (120)	2.2
農業農村工学	10 (3)	6 (2)		117 (34)	39 (10)	3.0
林 学	16 (3)	5 (0)		320 (122)	139 (49)	2.3
教 養	※ 342 (174)	※ 146 (82)	※ 2.3	4,983 (2,325)	1,763 (901)	2.8
合 計	2,472 (1,163)	909 (444)		25,437 (11,338)	8,815 (4,152)	2.9

- (注) 1 ()内は、女性を内数で示す。
 2 行政区分には他地域受験制度があるため、※は地域試験「行政九州地域」の数字であり、第1次試験を九州以外で受験した者を含む。
 なお、「行政九州地域」以外を希望する者は、この数字には含まない。
 3 教養区分には他地域受験制度があるため、※は地域試験「教養九州地域」の数字であり、第1次試験を九州以外で受験した者を含む。
 なお、「教養九州地域」以外を希望する者は、この数字には含まない。

⑤ 一般職試験（高卒者試験）実施結果（2025年度）

（単位：人、倍）

区 分 項 目	九 州 管 内			全 国		
	申込者数	合格者数	倍 率	申込者数	合格者数	倍 率
事 務	※ 1,065 (471)	※ 225 (107)	※ 4.7	6,847 (2,832)	2,485 (1,188)	2.8
技 術	※ 338 (53)	※ 229 (37)	※ 1.5	1,010 (167)	615 (109)	1.6
農 業 土 木	100 (11)	66 (7)		284 (30)	155 (16)	1.8
林 業	40 (5)	25 (5)		134 (22)	83 (15)	1.6
合 計	1,543 (540)	545 (156)		8,275 (3,051)	3,338 (1,328)	2.5

（注）1 （ ）内は、女性を内数で示す。

2 事務・技術区分には他地域受験制度があるため、※は地域試験「事務九州地域」、「技術九州地域」の数字であり、第1次試験を九州以外で受験した者を含み、九州地域で受験した者のうち「事務九州地域」、「技術九州地域」以外を希望する者は、この数字には含まない。

4 任用状況調査結果

① 令和6年度在職・採用・離職状況（給与法適用職員）

（単位：人）

項目		俸給表	給与法適用職員	行政職（一）
令和7年1月15日 在職者			277,036 (68,222)	157,318 (41,043)
令和6年度採用	試験採用	総合職（院卒）	260 (94)	249 (90)
		総合職（大卒）	535 (194)	508 (187)
		一般職（大卒）	3,558 (1,494)	3,490 (1,472)
		一般職（高卒）	1,579 (623)	1,568 (617)
		一般職（社会人）	26 (5)	26 (5)
		専門職（大卒）	1,716 (656)	560 (259)
		専門職（高卒）	2,188 (609)	672 (135)
		経験者	109 (30)	55 (18)
		計	9,971 (3,705)	7,128 (2,783)
		選考採用	9,630 (2,864)	7,331 (2,452)
	合計	19,601 (6,569)	14,459 (5,235)	
令和6年度離職者 （死亡を含む）			21,404 -	13,688 -
	うち 定年退職者		3,705 -	2,472 -

（注）（ ）内は、女性を内数で示す。

②九州管内における令和6年度俸給表別在職状況(給与法適用職員)

(単位：人)

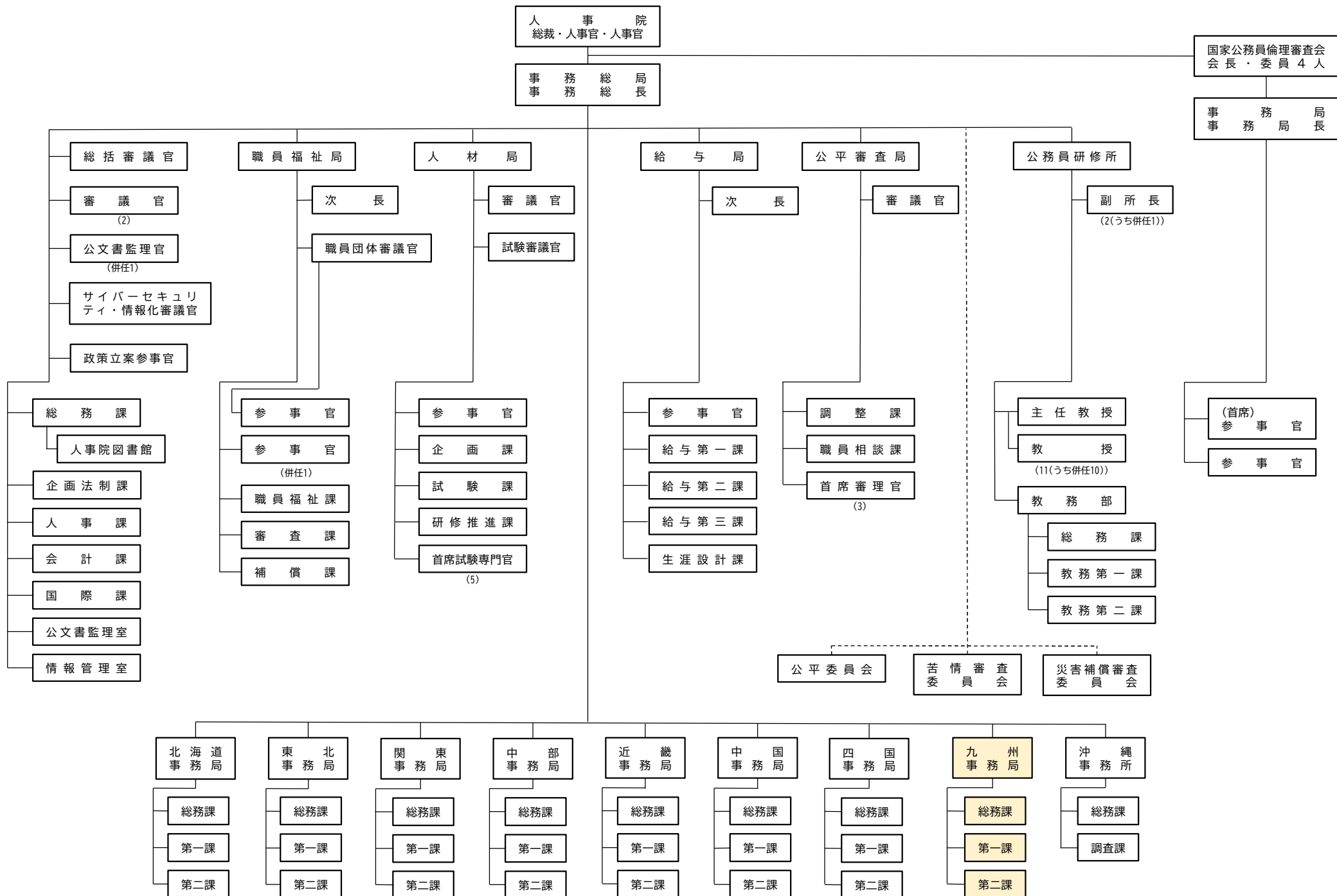
俸給表 項目	給与法適用職員																	計	
	行(一)	行(二)	専行	税務	公(一)	公(二)	海(一)	海(二)	教(一)	教(二)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	福祉	専スタ	指定		
在職者 (うち女性)	13,403 (3,413)	373 (152)	1,249 (383)	4,491 (1,208)	2,683 (284)	3,695 (603)	45 (1)	66 (1)		12 (2)	14 (3)	79 (20)	102 (49)	414 (324)	44 (20)	4	31 (2)	26,705 (6,465)	
試験任用の 在職者	総合職(院卒) (うち女性)	23 (1)			3 (1)	2 (1)												29 (2)	
	総合職(大卒) (うち女性)	28 (9)			7 (2)	1 (1)												38 (12)	
	一般職(大卒) (うち女性)	2,618 (1,033)		38 (14)	1	1	268 (120)											2,926 (1,167)	
	一般職(高卒) (うち女性)	1,051 (352)				1	83 (30)											1,135 (382)	
	一般職(社会人) (うち女性)	5 (1)																5 (1)	
	専門職(大卒) (うち女性)	407 (163)		228 (112)	1,046 (348)	49 (12)	143 (53)												1,873 (688)
	専門職(高卒) (うち女性)	138 (50)		42 (21)	625 (233)	663 (98)	927 (126)												2,395 (528)
	経験者 (うち女性)	15 (2)			56 (7)														71 (9)
	I種等 (うち女性)	96 (5)		1 (1)	6	14	10 (5)											24 (2)	151 (13)
	II種等 (うち女性)	3,404 (664)		226 (65)	3	52 (5)	481 (68)										3	2	4,171 (802)
	III種等 (うち女性)	4,107 (827)		292 (95)	1,519 (385)	1,159 (124)	1,338 (156)										1	4	8,420 (1,587)
	上級(乙種)等 (うち女性)	210 (24)			1,038 (218)														1,248 (242)
	中級等 (うち女性)	6		2															8
合計 (うち女性)	12,108 (3,131)		829 (308)	4,304 (1,193)	1,942 (240)	3,253 (559)										4	30 (2)	22,470 (5,433)	

【参考】																			
採用	特・地・公等から (うち女性)	129 (13)		6 (2)		46	1	1	1				10 (5)	8 (5)			1	203 (25)	
	再任用 (うち女性)	19 (1)	1	1	12		8											41 (1)	
	任期付採用 (うち女性)	360 (272)		6 (4)		6 (4)	4 (4)						4 (4)					380 (288)	
	その他の選考採用 (うち女性)	120 (43)	10 (4)	5 (1)		4 (1)			4			9 (2)	5 (2)	11 (9)				168 (62)	
	計 (うち女性)	628 (329)	11 (4)	18 (7)	12	56 (5)	13 (4)	1	5			9 (2)	15 (7)	23 (18)			1	792 (376)	
離職	61歳	276	18	18	17	32	77		1					2	1	2		444	
	62歳																		
	63歳		1															1	
	65歳											1						1	
	66歳											1						1	
	計	276	19	18	17	32	77		1			2		2	1	2		447	
	勤務延長の期限到来											1						1	
	再任用の任期满了	62	11	8	59	17	28	1		1								187	
	辞職 <うち特・地・公等>	561 <135>	3	31 <1>	152	107 <47>	93 <3>	3 <1>	2 <1>			6 <1>	10 <6>	11 <3>				3	982 <198>
	任期付任用の任期满了	143		4		2	4							1	1			155	
失職																			
死亡	16	2	1	2	3	2							1				27		
合計	1,058	35	62	230	161	204	4	3		1		9	10	15	2	2	3	1,799	

(注) 在職者は令和7年1月15日現在、【参考】については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの状況を示す。
離職のうち分限免職と懲戒免職は、記載していない。

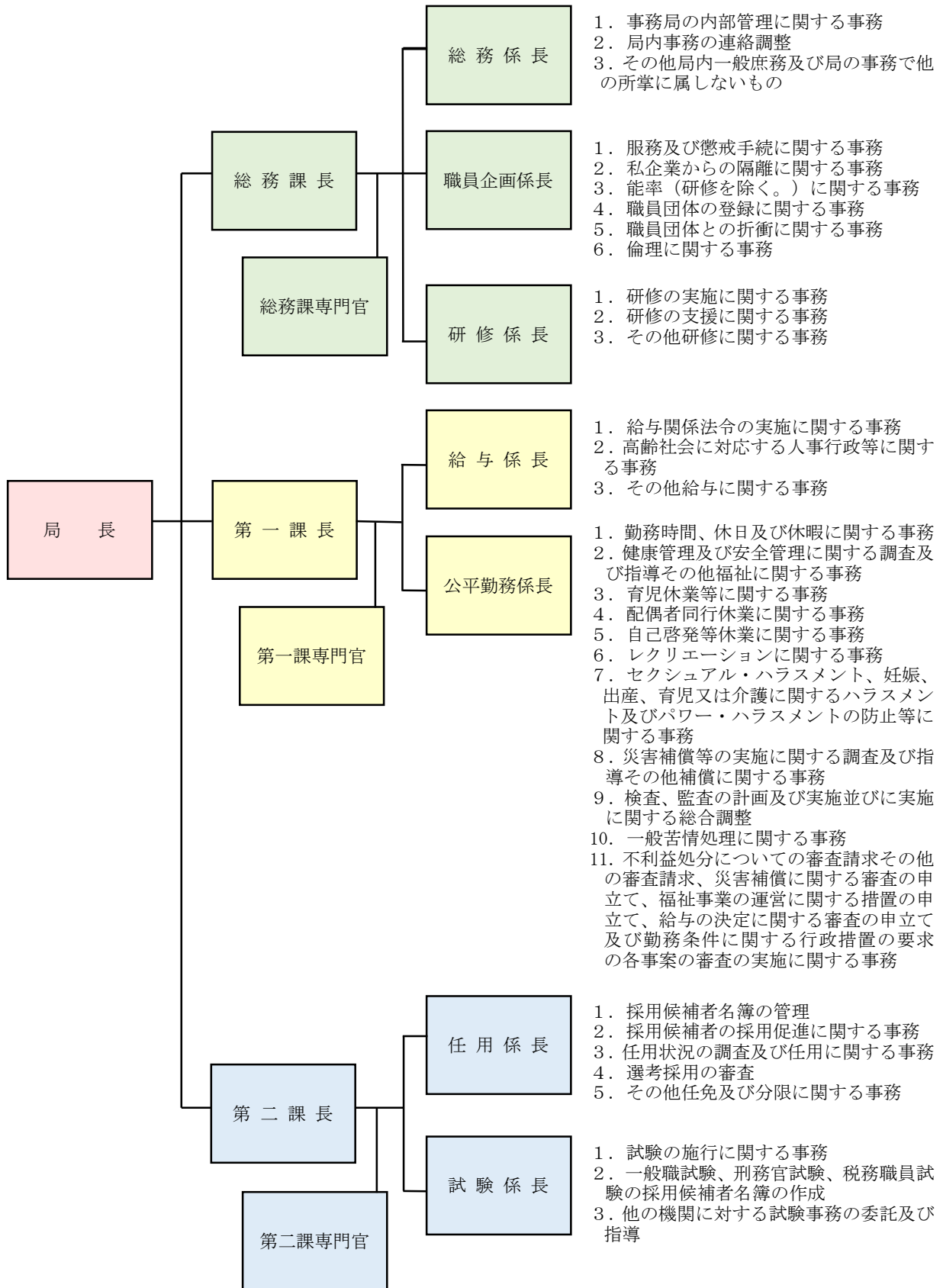
人事院の機構図

(令和7年度末)



人事院九州事務局の組織及び事務分掌

(令和8年3月31日現在)



国家公務員行動規範

人事院は、2025年5月15日、「国家公務員行動規範」を策定しました。「国家公務員行動規範」は、全ての国家公務員が「全体の奉仕者」として職務を遂行する上で常に意識すべき、求められる行動の指針です。

1 「国民を第一」に考えた行動

- 国を支える国家公務員としての使命感の下、国民を第一に考え、志と意欲を持って誠実に行動する
- 確かな行政サービスを提供し続けるため、限りあるリソースを効果的に活用し、最大のパフォーマンスを発揮する



2 「中立・公正」な立場での職務遂行



- 特定の個人や組織など一部の利害を偏重せず、中立・公正な立場で職務を遂行する
- 行政に対する多様なニーズや様々な立場があることを理解し、広い視野を持って職務にあたる

3 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

- 国民からの信頼が得られるよう、常に透明性の高い行政運営を意識した上で、根拠に基づいた客観的判断を行う
- 知識を深め、スキルを磨き、行政のプロフェッショナルとしての誇りと責任感を持つ



人事院 国家公務員行動規範

検索



公務員を元気に 国民を幸せに

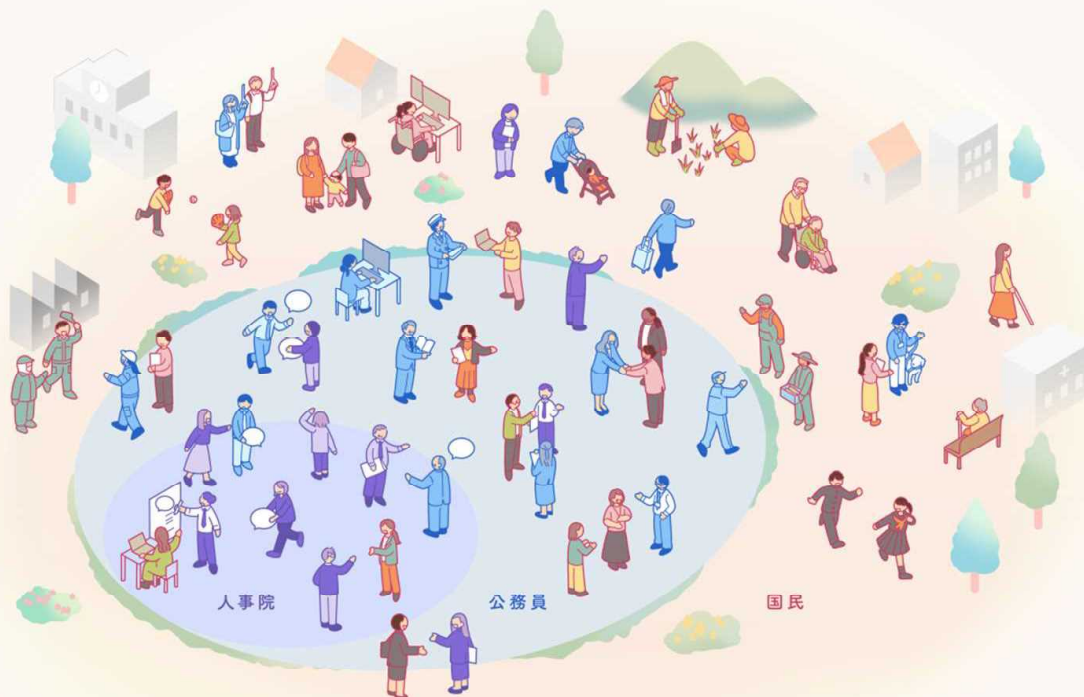
人事院
National Personnel Authority

<https://www.jinji.go.jp/seisaku/koudoukiban/nationalpublicemployeescodeofconduct.html>

MISSION 果たすべき使命

公務員を元気に 国民を幸せに

私たち人事院は、国家公務員が働きがいを持って、いきいきと仕事ができる環境を創り出します。
これを通じて、行政サービスの向上を実現し、国民の幸せを目指します。



VISION 中長期的に目指す将来像

多様な才能が集い磨きあう 活気ある公務へ

多様な人材と才能が集まり、能力を発揮し磨きあう職場—
それは、新たな課題に立ち向かうことができる、活力と創造性の溢れる職場です。
私たち人事院は、皆が働きたいと思う、そんな公務を創り上げていきます。

VALUE 職員共通の価値観

自由に異見を

自由に自らの意見を述べ、
異なる意見にも耳を傾けます。
よりよい施策に向けて柔軟に発想します。

ユーザー視点で

国民を常に意識し、
国家公務員一人一人をはじめ
ユーザーの立場で施策を考えます。

まなざし広く

国内外の様々な場所で様々な仕事をする
国家公務員の実情を知り、
施策に活かします。

プロフェッショナルとして

常に自己研鑽し確かな知の蓄積を背景に、
誠実・公平・客観的に施策を考え、
責任を持って判断します。

失敗恐れず積極果敢に

困難な課題にも挑戦します。
変化を恐れず
自ら積極的に行動を起こします。



人事院九州事務局

【所在地】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館5階

【電 話】

総務課 (092) 431-7731
第一課 431-7732
第二課 431-7733

【FAX】

(092) 475-0565

【URL】

<https://www.jinji.go.jp/kyusyu/>